

# 大仙市創業支援助成金制度

大仙市内で創業を目指す人々や新分野に進出する事業者に対し、その創業に要する経費や新規雇用に必要な費用の一部を助成することで、生活者の利便性向上や雇用の創出を促すとともに、地域経済の活性化を図る。また、県外から移住して創業をする人々への支援を通して、市内への定住促進を図ります。

- 1 助成対象者** 市内に新たに創業する者又は新分野に進出する事業者で、次のすべてに該当する者を対象とする。
  - (1) 市民、または市民を代表者とする市内に所在する法人(予定者を含む)
  - (2) 市内に事業所等を設置する者
  - (3) 空き店舗又は空き地を賃借する場合は、2年以上の賃貸借契約を締結する者
  - (4) 事前に商工会議所や商工会等が実施する創業塾・経営指導等を受講している者
  - (5) 市税等を滞納していない者
  
- 2 助成対象業種**
  - (1) 主に日中の営業を行う業種
  - (2) 農林漁業、金融保険業、医療福祉業、教育学習支援業を除く業種
  - (3) 公序良俗に反しない業種
  - (4) フランチャイズ・チェーンに加盟していない業種
  
- 3 助成対象経費** 創業1か月後までに取得・支出した次の合算
  - (1) 事業拠点費:事務所や店舗の借り受けに係る敷金・礼金  
事務所や店舗の改装又は看板等の構築物に係る経費
  - (2) 設備導入費:事業運営に必要な備品やソフトウェア等の購入費  
※リース料は対象外とする。
  - (3) 宣伝広告費:テレビ・ラジオ・新聞等の広告費、ホームページ作成費(外注)、チラシ制作費及び配布費
  
- 4 助成金の額** 「3助成対象経費」の総額(10万円以上)の2分の1以内を助成。30万円を限度とするが、次に該当する場合は各10万円を加算する。  
※助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。
  - (1) 法人を設立した場合
  - (2) 創業開始時に大仙市民を雇用する場合。(1人につき10万円)
  - (3) 市内の空き店舗を活用した場合
  - (4) 創業時に45歳未満である場合※県外から移住し、移住後1年以内の創業である場合は、上記の4要件に加え、100万円を上限に加算する。  
※県、その他団体等から補助金等の交付を受ける場合は、助成対象経費から当該補助金額等を控除した額を助成対象経費として算定する。
  
- 5 助成措置の取消し** 店舗等を開設した日から営業期間が2年に満たない場合には、助成金を返還しなければならない。